

令和6年8月1日

関 係 各 位

長崎県土木部建築課長
長崎県土木部営繕課長
(公印省略)

営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について

長崎県の建築行政についてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

建設業における働き方改革の一環として、夏季における猛暑日を考慮した工期設定を行うこととし、「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針」を定めましたので、関係者への周知等についてよろしくお願いいたします。

附 則

本通知は、通知日以降に起工を行う工事から適用する。

なお、本通知日以前に起工済みの工事について、受注者から申し出があった場合は、猛暑日により現場作業を休止した日数分を工期延長可能とし、実績の把握方法や運用等については、本指針によるものとする。

問合せ先 土木部建築課計画指導班 TEL：095-894-3095（ダイヤルイン）
